

石綿を含む廃棄物における 無害化処理認定制度申請の手引き (第2版)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の10及び第15条の4の

4に基づく廃棄物の無害化処理に係る特例制度の申請要領

第1章無害化処理認定制度について

- 1 無害化処理認定制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 申請書類について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 3 休廃止等の届出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

第2章申請手続き

- 1 留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 2 申請書の提出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 3 地方環境事務所一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

別添1：廃棄物処理施設に係る石綿のサンプリング・分析方法の概要

別添2：申請書

別添3：Q&A

環境省再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課（一般廃棄物所管）
廃棄物規制課（産業廃棄物所管）

第1章 無害化処理認定制度について

1 無害化処理認定制度の概要

(1) 無害化処理認定制度とは

法第9条の10（法第15条の4の4）

石綿が含まれている廃棄物その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物として環境省令で定めるものの高度な技術を用いた無害化処理（廃棄物を人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがない性状にする処理をいう。以下同じ。）を行い、又は行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、環境大臣の認定を受けることができる。

[解説]

石綿を含む廃棄物は、有害性を有するとともに、今後建築物の解体等の増加により大量に発生することから、円滑かつ安全な処理を確保することが不可欠であるが、石綿を含む廃棄物の処理方法は、最終処分場に埋め立てる方法にほぼ限られているのが現状である。

しかしながら、石綿を含む廃棄物の排出量の増加が予想される中で、大量の石綿を含む廃棄物が滞留し、不適正処理が頻発して、人の健康又は生活環境に深刻な悪影響を及ぼす事態が懸念される。このため、石綿を含む廃棄物について無害化処理（廃棄物を人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがない性状にする処理をいう。以下同じ。）という新たな処分のルートを早急に確保することが不可欠であるという考えの下、無害化処理認定制度を創設した。

こうした無害化処理にはいくつかの方法があるが、施設の種類、炉内温度、投入物の混合割合等の異なる条件の組み合わせから成る新たな技術である。具体的には、化学的処理や、投入物の混合等によって石綿を熔融である1,500度よりも低い温度で熔融する等の個々の施設と処理方法ごとに安全性を確認する必要がある高度な技術を用いた処理を当該認定制度の対象としている。

なお、この制度は様々の高度な技術を用いた無害化処理を対象とするものであり、環境大臣が個別の認定にあたっては、専門的な知識を有する者の意見を聴いて総合的な判断を行うものとする。

(2) 認定の対象となる廃棄物

規則第6条の24の2（規則第12条の12の14）

法第9の10第1項の規定による環境省令で定める一般廃棄物（第15条の4の4の規定による環境省令で定める産業廃棄物）は、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有し、かつ、同条の規定による特例の対象とすることにより、迅速かつ安全な無害化処理が促進されると認められる廃棄物であって環境大臣が定めるもの【※1】とする。

【※1】平成18年環境省告示第98号

- ① 石綿含有一般廃棄物（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた一般廃棄物であって、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するもの。）
- ② 廃石綿等（廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物のうち、石綿建材除去事業（建築物その他の工作物に用いられる材料であって石綿を吹き付けられ、又は含むものの除去を行う事業をいう。）に係るもの（輸入されたものを除く。）別表第3の1の項に掲げる施設において生じたもの（輸入されたものを除く。）及び輸入されたもの（事業活動に伴って生じたものに限る。）であって、飛散するおそれのあるものとして規則第1条の2第7項で定めるものをいう。）（令第2条の4第5号へ）
- ③ 石綿含有産業廃棄物（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するもの。）

【解説】

- 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃棄物であって、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するもののうち、日曜大工による家屋の解体等により生じたものを石綿含有一般廃棄物とし、事業活動により生じたものを石綿含有産業廃棄物とした。具体的にはスレート（波板、ボード）、パーライト板、けい酸カルシウム板、スラグセッコウ板、窯業系サイディング、パルプセメント板、住宅屋根用化粧スレート板、石綿含有ビニル床タイル等が考えられる。
- 「廃石綿等」としては、石綿建材除去事業により除去された吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール、耐火被覆板、石綿保温材、けいそう土保温材、パーライト保温材等並びに石綿建材除去事業において用いられ、廃棄されたプラスチックシート、防塵マスク、作業衣等が考えられる。

(3) 認定の基準

I 無害化処理の内容の基準

法第9条の10第1項（法第15条の4の4第1項）

当該無害化処理の内容が、当該廃棄物の迅速かつ安全な処理の確保に資するものとして環境省令で定める基準【※2】に適合すること。

【※2】規則第6条の24の4（規則第12条の12の16）

- ① 当該申請に係る処理が、規則第6条の24の2の規定により環境大臣が定める一般廃棄物（規則第12条の12の14の規定により環境大臣が定める産業廃棄物）を、当該廃棄物ごとに環境大臣が定める基準【※3】に適合させることにより人の

健康又は生活環境に係る被害が生じるおそれがない性状にすることが確実であると認められるものであること。

【※3】平成18年環境省告示第99号第1条

- 1 人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがない性状とは石綿が検出されないこととする。
 - 2 1の「検出されないこと」とは、位相差顕微鏡を用いた分散染色法及びエックス線回折装置を用いたエックス線回折分析法による分析方法により検定した場合において検出されないことをいう。
 - 3 2の分析方法により検定した結果から石綿の有無を判断することが困難な場合は、電子顕微鏡を用いた分析方法により検定することとする。
- ② 当該申請に係る処理により、当該処理に係る廃棄物の迅速な無害化処理が確保されるものであること。
- ③ 受け入れる廃棄物の全部を無害化処理の用に供する施設に投入すること。
- ④ 無害化処理の用に供する施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び規則第4条の2（規則第12条の2の2）に規定する周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。
- ⑤ その他規則第6条の24の2の規定により環境大臣が定める一般廃棄物（規則第12条の12の14の規定により環境大臣が定める産業廃棄物）ごとに環境大臣が定める基準【※4】に適合していること。

【※4】平成18年環境省告示第99号第2条

- 1 無害化処理の用に供する施設の1日当たりの処理能力が5トン以上であること。
- 2 排ガス中の石綿の濃度が人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのないものであること。
- 3 排ガス処理設備によりばいじんを除去し、又は集じん器により粉じんを除去する場合には、当該ばいじん又は粉じんについて、当該無害化処理の用に供する施設において無害化処理を行い、又はセメント固化をするものであること。

[解説]

- 無害化処理認定制度の趣旨を踏まえ、無害化処理の内容が当該廃棄物の迅速・安全な処理の確保に資するものであることを要件とし、規則に定める無害化処理の内容の基準、無害化処理を行い、又は行おうとする者の基準及び無害化処理の用に供する施設の基準に適合することが必要である。
- 無害化処理とは、石綿を含む廃棄物等の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある廃棄物について、高度な技術を用いて人の健康又は生活環境に係る被害が生

ずるおそれがない性状にすることとする。「人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがない性状」とは、以下の性状になることをいう。

ア 石綿含有一般廃棄物、石綿含有産業廃棄物又は廃石綿等（以下「石綿含有一般廃棄物等」という。）の無害化処理に伴い生ずる物（ばいじんを除く。以下「無害化処理生成物」という。）に石綿が検出されないこと。

イ 「検出されない」とは、位相差顕微鏡を用いた分散染色法及びX線回折装置を用いたX線回折分析法による分析方法を用いて検定した場合において、定量限界（0.1パーセント未満としたもの）を下回ることとし、具体的な分析方法としては、「建材製品中のアスベスト含有率測定」（日本産業規格 JIS A 1481）に準拠した方法を用いることとする。

ウ イにおいて、石綿であるか否かの同定が困難な場合には、電子顕微鏡を用いた検定を行うこととする。（電子顕微鏡を用いた検定方法については別途示す方法によること。）

- 高度な技術による無害化処理が、石綿含有一般廃棄物等の迅速な処理に資するよう、廃棄物の処理能力が1日5トン以上の施設としている。ただし、石綿含有一般廃棄物等の投入量が著しく少量である場合には、本制度の趣旨にはそぐわないため、認定の対象とはならない。
- 排ガス中の石綿の濃度が人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのないものであることとは、排ガス中の石綿の濃度が大气污染防治法（昭和43年法律第97号）に規定する特定粉じんの敷地境界基準を参考に判断するものであること。（測定方法等については別途示す方法によること。）
- 無害化処理施設に付属する排ガス処理設備から生ずるばいじん及び集じん器から生ずる粉じんについては、当該無害化処理施設での再度の無害化処理又はセメント固化することにより、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのないよう処理又は埋立処分を行うこと。

II 無害化処理を行い、又は行おうとする者の基準

法第9条の10第1項（法第15条の4の4第1項）

当該無害化処理を行い、又は行おうとする者が環境省令で定める基準【※5】に適合すること。

【※5】規則第6条の24の5（規則第12条の12の17）

- ① 周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮された事業計画を有する者であること。
- ② 当該申請に係る無害化処理が確実に行われるよう、次に掲げる事項を適切に行うことができる者であること。

イ 受け入れる廃棄物の性状の確認及び管理

ロ 当該申請に係る無害化処理の用に供する施設の運転管理

- ③ 規則第4条の5第1項第1号、第10号から第14号まで及び第16号に規定する基準並びに法第9条の10第2項の申請書に記載した維持管理に関する計画（規則第12条の6に規定する基準及び法第15条の4の4第2項の申請書に記載した維持管理に関する計画）に従い、当該申請に係る無害化処理の用に供する施設の維持管理をすることができる者であること。
- ④ 当該申請に係る無害化処理の用に供する施設が廃棄物処理施設である場合には、規則第4条の5に規定する基準（前号に規定するものを除き、当該施設に係るものに限る。）（規則第12条の7に規定する基準（当該施設に係るものに限る。））に従い、当該廃棄物処理施設の維持管理をすることができる者であること。
- ⑤ 次に掲げる者が当該申請に係る無害化処理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すると認められる者であること。

イ 申請者が法人である場合には、その代表者又は当該申請に係る収集若しくは運搬若しくは処分に関する業務を行う役員

ロ 申請者が個人である場合には、当該者

- ⑥ 当該無害化処理に係る事業場（⑤に規定する者以外の者が代表者であるものに限る。）において当該無害化処理に関する技術上の業務を的確に行うに足りる知識及び技能を有すると認められる者を有すること。
- ⑦ 当該申請に係る無害化処理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- ⑧ 法第7条第5項第4号イからルまで（法第14条第5項第2号イからへまで）のいずれにも該当しないこと。
- ⑨ 当該申請に係る無害化処理を自ら行う者であること。
- ⑩ 不利益処分を受け、その不利益処分のあった日から5年を経過しない者に該当しないこと。
- ⑪ その他規則第6条の24の2の規定により環境大臣が定める一般廃棄物（第6条の24の5の規定により環境大臣が定める産業廃棄物）ごとに環境大臣が定める基準【※6】に適合していること。

【※6】平成18年環境省告示第99号第3条

- 1 無害化処理に伴い生ずる物（ばいじんを除く。以下「無害化処理生成物」という。）の性状が人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのないものとなるよう、無害化処理生成物の性状の確認及び管理を適切に行うことができる者であること。
- 2 無害化処理の用に供する施設が熔融施設である場合には、次に掲げる基準に従い当該施設の維持管理をすることができる者であること。

- イ 廃棄物の溶融中に溶融炉内へ石綿含有一般廃棄物等を投入する場合は、外気と遮断した状態で行うこと。
- ロ 溶融炉内に投入された石綿含有一般廃棄物等の温度を速やかに無害化処理を行うことができる温度以上とし、これを保つこと。
- ハ 溶融炉内に投入された石綿含有一般廃棄物等の数量及び性状に応じ、無害化処理に必要な滞留時間を調節すること。
- ニ 溶融炉内の温度を間接的に把握することができる位置の温度を連続的に測定し、かつ、当該温度及び当該温度から推定される溶融炉内の温度を記録すること。ただし、告示第5条第3号ただし書に規定する装置を用いて溶融炉内の温度を直接的、かつ、連続的に測定し、記録する場合は、この限りでない。
- ホ 排気口又は排気筒から排出される排ガス中の石綿の濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。
- ヘ 無害化処理生成物が告示第1条に規定する基準に適合していることを確認するための試験を6月に1回以上行い、かつ、その結果を記録すること。
- ト 排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすること。
- チ 排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。
- リ 溶融炉が適正に稼働していることを確認するため、無害化処理生成物の流動状態が適正であることを定期的に確認すること。
- ヌ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。
- ル 溶融炉内に石綿含有一般廃棄物等を投入するために必要な破碎を行う場合にあっては、次によること。
 - (1) 投入する廃棄物に破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視すること。
 - (2) 破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。
 - (3) 集じん器の出口における排ガス中の石綿の濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。
 - (4) 集じん器にたい積した粉じんを除去すること。

[解説]

- 環境大臣の無害化処理認定を受ければ、廃棄物処理業の許可及び施設の設置許可を不要とすることから、処理を行う者の要件について廃棄物処理業の許可及び施設の設置許可と同等の要件を定めた。
- 本制度においては、無害化処理生成物が確実に無害化されていることが重要であることから、当該無害化処理生成物の適切な分析を自ら又は適切な分析機関に委託することにより石綿が無害化されていることを確認できる者であるものとする。

- 生活環境の保全上支障が生ずることがないように、施設を適切に維持管理することができる者であるものとする。
- 「当該無害化処理に関する技術上の業務を的確に行うに足りる知識及び技能を有すると認められる者」とは、当該廃棄物及び当該廃棄物の処理について、性質、特徴、取扱方法、環境に与える影響等を熟知しており、かつ、処理を的確に行うための知識及び技能を有することをいう。具体的には、法第 21 条に規定する技術管理者と同等の資格者とする。
- 「経理的基礎を有する」とは、利益を計上できていること又は自己資本比率が 1 割を超えていることが望ましく、少なくとも債務超過の状態でないことが相当である。貸借対照表、損益計算書及び納税証明書等を審査し、経理的基礎の有無を判断するものである。
- 廃棄物処理業に係る欠格要件に該当しないものであること。
- 「無害化処理を自ら行う」とは、認定に係る無害化処理を自ら行い、他人に委託してはならないことを求めている。なお、収集運搬については、認定を受けた者が自ら全国各地の石綿含有廃棄物等を収集運搬する場合には許可は不要であるが、他人に委託する場合は、当然委託された者は収集運搬の業の許可が必要となる。

Ⅲ 無害化処理の用に供する施設の基準

法第 9 条の 10 第 1 項（法第 15 条の 4 の 4 第 1 項）

前号に規定する者が設置し、又は設置しようとする当該無害化処理の用に供する施設が環境省令で定める基準【※ 7】に適合すること。

【※ 7】規則第 6 条の 24 の 6（規則第 12 条の 12 の 18）

- ① 規則第 4 条第 1 項第 1 号、第 3 号から第 6 号まで及び第 15 号に規定する基準（規則第 12 条第 1 号及び第 3 号から第 7 号までに規定する基準）に適合していること。
- ② 当該施設が廃棄物処理施設である場合には、規則第 4 条に規定する基準（前号に掲げるものを除き、当該施設に係るものに限る。）（規則第 12 条の 2 に規定する基準（当該施設に係るものに限る。））に適合していること。
- ③ 法第 9 条の 10 第 2 項第 5 号（法第 15 条 4 の 4 第 2 項第 5 号）の規定により申請書に記載された処理能力を有すること。
- ④ その他規則第 6 条の 24 の 2 の規定により環境大臣が定める一般廃棄物（第 6 条の 24 の 5 の規定により環境大臣が定める産業廃棄物）ごとに環境大臣が定める基準【※ 8】に適合していること。

【※ 8】平成 18 年環境省告示第 99 号第 5 条

無害化処理の用に供する施設が溶融施設である場合には、次のとおりとする。

- 1 外気と遮断された状態で石綿含有一般廃棄物等を溶融炉内に投入することができる供給装置が設けられていること。ただし、廃棄物の溶融中に廃棄物を投入することができない溶融施設にあっては、この限りでない。
- 2 次の要件を備えた溶融炉が設けられていること。
 - イ 石綿含有一般廃棄物等を無害化処理を行うことができる温度以上の状態で溶融することができるものであること。
 - ロ イの温度を石綿含有一般廃棄物等の無害化処理に必要な滞留時間の間保つことができるものであること。
 - ハ 適切な溶融炉内の温度を保つため、溶融炉内の空気量を調節することができる設備その他の必要な設備が設けられていること。
- 3 溶融炉内の温度を間接的に把握することができる位置に、当該位置の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。ただし、溶融炉内の温度を直接的、かつ、連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられている場合は、この限りでない。
- 4 排気口又は排気筒から排出される排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備（ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。）が設けられていること。
- 5 無害化処理生成物の流動状態が確認できる設備が設けられていること。
- 6 溶融炉内に石綿含有一般廃棄物等を投入するために必要な破碎を行う場合にあっては、次の要件を備えた破碎設備が設けられていること。
 - イ 投入する廃棄物に破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視するために必要な措置が講じられていること。
 - ロ 建物の中に設けられていること。ただし、周囲に石綿含有一般廃棄物等が飛散しないように破碎設備と一体となった集じん器が設けられている場合は、この限りでない。
 - ハ 破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器（粉じんを除去する高度の機能を有するものに限る。）及び散水装置その他必要な装置が設けられていること。

[解説]

- 無害化処理を適切に行うには、適切な施設で処理をすることが必要であり、さらに、環境大臣の認定を受ければ、廃棄物処理業の許可及び施設の設置許可を不要とすることから、無害化処理の用に供する施設の基準を定めている。
- < 無害化処理の用に供する施設が溶融施設である場合 >
- 令第7条第11号の2に規定する溶融施設に適用される構造上の基準及び維持管理の基準に準拠し、生活環境保全上の支障が生じないよう措置するとともに、迅速かつ安全な

無害化処理を行うものとする。ただし、これらの基準のうち、熔融施設の熔融炉内の温度については、無害化処理認定の審査において石綿含有一般廃棄物等を無害化することが可能であると判断された温度とする。

- 外気と遮断された状態で石綿含有一般廃棄物等を投入することができる供給設備が設けられていること。ただし、バッチ式熔融炉のように、1回ごとに石綿含有一般廃棄物等を熔融する方式の熔融炉であって、石綿含有一般廃棄物等の熔融中に外気と接することがないものについては、この規定は適用しない。
- 適切な熔融炉内の温度を保つため、空気量を調節することができる設備その他の必要な設備を設置されていること。
- 適切な運転が行われていることを確認するため、熔融炉内の温度を連続的に測定することが必要であるが、熔融炉内の温度を直接測定するのは困難であることから、熔融炉内の温度を間接的に把握することができる位置に、当該位置の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。ただし、熔融炉内の温度を直接的、かつ、連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられている場合はこの限りでない。間接的に測定する場合は、測定温度と熔融中の石綿含有一般廃棄物等の温度に一定の相関が認められる位置において測定すること。
- 「排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備（ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。）」とは、排ガスを、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのないものとする処理を行うことができるものであり、具体的には、バグフィルタ又は同等以上のばいじん除去能力を持つ設備を備えた排ガス処理設備を指す。また、排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることについては、排ガス中の石綿の濃度が大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に規定する特定粉じん発生施設に係る隣地との敷地境界における規制基準を参考に判断するものである。
- 熔融処理に伴い生じる無害化処理生成物が適正に熔融されていることを確認するために、無害化処理生成物が炉外に出る際の流動状態を確認できるモニター等の設備が設けられていること。
- 熔融処理の前処理として必要な破碎を行う場合にあっては、以下の要件を備えた破碎設備が必要であること。なお、当該設備は、熔融施設に付属する前処理設備として扱うものであり、別途破碎施設の許可を要するものではないこと。
 - ア 投入する廃棄物に破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視するモニター等の設備を備えるなど、必要な措置が講じられていること。
 - イ 破碎設備は石綿含有一般廃棄物等が飛散しないよう建物の中に設けられていること。ただし、周囲に石綿含有一般廃棄物等が飛散しないよう破碎設備と一体となった集じん器が設けられている場合（設備全体が覆い等で覆われ、外部に石綿含有一般廃棄物等及び破碎によって生じた粉じんが飛散しない場合等）は、この限りでない。

ウ 破砕施設から生じる粉じんの周囲への飛散を防止するため、バグフィルタ又は同等以上の粉じん除去能力を持つ集じん器等、粉じんを除去する高度な機能を有する集じん器及び散水装置その他必要な装置を備えていること。

2 申請書類について

(1) 申請書記載事項

法第9条の10第2項（規則第15条の4の4）

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 無害化処理の用に供する施設の設置の場所
- 3 無害化処理の用に供する施設の種類
- 4 無害化処理の用に供する施設において処理する廃棄物の種類
- 5 無害化処理の用に供する施設の処理能力
- 6 無害化処理の用に供する施設の位置、構造等の設置に関する計画【※9】

【※9】規則第6条の24の8第1項（規則第12条の12の19）

- ① 無害化処理の用に供する施設の位置
- ② 無害化処理の用に供する施設の処理方式
- ③ 無害化処理の用に供する施設の構造及び設備
- ④ 無害化処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）
- ⑤ 設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値
- ⑥ その他無害化処理の用に供する施設の構造等に関する事項

7 無害化処理の用に供する施設の維持管理に関する計画【※10】

【※10】規則第6条の24の8第2項（規則第12条の12の19）

- ① 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値
- ② 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項
- ③ その他無害化処理の用に供する施設の維持管理に関する事項

8 その他環境省令で定める事項【※11】

【※11】規則第6条の24の8第3項（規則第12条の12の19）

- ① 無害化処理の方法
- ② 無害化処理の用に供する施設に係る廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項
- ③ 着工予定年月日及び使用開始予定年月日

- ④ 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所に関する次に掲げる事項
 - イ 所在地
 - ロ 面積
 - ハ 積替え又は保管を行う廃棄物の種類
 - ニ 規則第1条の6の規定の例による高さのうち最高のもの
- ⑤ 法第7条第1項若しくは第6項、法第14条第1項若しくは第6項又は法第14条の4第1項若しくは第6項の許可を受けている場合には、当該許可に係る事業の範囲
- ⑥ 法第8条第1項又は法第15条第1項の許可を受けている場合には、当該許可に係る施設の種類
- ⑦ 申請者が法第7条第5項第4号リ（法第14条第5項第2号ハ）に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所
- ⑧ 申請者が法人である場合には、役員の名及び住所
- ⑨ 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額
- ⑩ 申請者に令第4条の7（令第6条の10）に規定する使用人がある場合には、その者の氏名及び住所
- ⑪ その他規則第6条の24の2の規定により環境大臣が定める一般廃棄物（第6条の24の5の規定により環境大臣が定める産業廃棄物）ごとに環境大臣が定める事項【※12】

【※12】平成18年環境省告示第99号第7条

無害化処理生成物の種類、性状、数量及び処分方法

[解説]

- 申請は、地方環境事務所を經由して行うこと。具体的な申請書の提出先については、以下の「申請手続」を参照されたい。
- 「施設の種類」には、「溶融施設」、「化学処理施設」等を記載すること。
- 「廃棄物の種類」には「がれき類」、「廃石綿等」対象となる廃棄物の品目を記載することとし、石綿含有一般廃棄物等が含まれる場合にはその旨を記載することとする。
- 「処理能力」には、1時間当たりの処理能力、稼働時間及びこれらに乗じて得た1日当たりの処理能力を記載すること。
- 「設置に関する計画」として記載すべき事項については規則第6条の24の8第1項（規則第12条の12の19）に規定されているが、詳しい内容は次のとおりとする。
 - ア 規則第6条の24の8第1項第1号の「施設の位置」には、設置予定場所の敷地内で

の施設の配置を図面をもって記載すること。

イ 規則第6条の24の8第1項第2号の「施設の処理方式」には、例えば、熔融施設である場合には「シャフト炉型熔融炉」、「プラズマ熔融炉」「表面熔融炉」等を具体的に記載すること

ウ 規則第6条の24の8第1項第3号の「施設の構造及び設備」は、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図その他の図面等を利用して記載すること。

エ 規則第6条の24の8第1項第4号の「排ガス及び排水の量及び処理方法」には、排ガスについては排ガス量及び処理方法並びに煙突の数、設置位置及び高さ等を、排水については排水量及び処理方法並びに放流口の数、位置及び放流先等を記載すること。

オ 規則第6条の24の8第1項第5号の「設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値」には、定常運転を行った際の設計計算値を記載すること。

○ 「施設の維持管理に関する計画」として記載すべき事項については規則第6条の24の8第2項（規則第12条の12の19）に規定されているが、詳しい内容は次のとおりとする。

ア 規則第6条の24の8第2項第1号の「排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値」には、申請者として廃棄物処理施設に係る周辺的生活環境の保全を考慮したうえで自ら達成することとした排ガスの濃度、放流水の水質等を記載すること。

イ 規則第6条の24の8第2項第2号の「測定頻度に関する事項」には、自ら実施することとした排ガス等の測定の頻度、箇所数等を記載すること。

ウ 規則第6条の24の8第2項第3号の「その他廃棄物処理施設の維持管理に関する事項」とは、例えば施設の点検等に関する事項が考えられること。

(2) 添付書類・図面

規則第6条の24の8第4項（規則第12条の12の19）

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 無害化処理の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- 3 無害化処理の用に供する施設の処理能力の10分の1以上の規模の設備又は1日当たりの処理能力が20トン以上の規模の設備を用いて行つた実証試験に関する書類であつて、規則第6条の24の2の規定により環境大臣が定める一般廃棄物（規則第6条の24の5の規定により環境大臣が定める産業廃棄物）ごとに環境大臣が定めるもの【※13】

【※13】平成18年環境省告示第99号第8条

- ① 実証試験の概要を記載した書類
- ② 実証試験において石綿含有一般廃棄物等が告示第1条に規定する基準に適合し

たことを示す書類

- ③ 実証試験における排ガスの性状、放流水の水質及びこれらの量を記載した書類
 - ④ その他必要な書類
- 4 当該申請に係る無害化処理の方法と当該無害化処理の用に供する施設において行う廃棄物の無害化との科学的因果関係を説明する書類
 - 5 施設を設置しようとする場合には、工事の着工から施設の使用開始に至る具体的な計画書
 - 6 無害化処理の用に供する施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類
 - 7 規則第6条の24の5第6号（規則第12条の12の17第6号）に規定する者の履歴書
 - 8 当該申請に係る収集若しくは運搬又は処分の事業に従事する者の人数を記載した書類
 - 9 法第7条第1項若しくは第6項、法第14条第1項若しくは第6項又は法第14条の4第1項若しくは第6項に規定する許可を受けている場合には、当該許可証の写し
 - 10 無害化処理の用に供する施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
 - 11 申請者が法人である場合には、直前5年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書並びに直前3年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - 12 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - 13 無害化処理の用に供する施設を設置している場合には、申請者が当該施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類
 - 14 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - 15 申請者が個人である場合には、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。）
 - 16 申請者が法第7条第5項第4号イからルまで（法第14条第5項第2号イからへまで）に該当しない者であることを誓約する書面
 - 17 申請者が法第7条第5項第4号リ（法第14条第5項第2号ハ）に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
 - 18 申請者が法人である場合には、役員住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐

人に該当しない旨の登記事項証明書

- 19 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）
- 20 申請者に令第4条の7（令第6条の10）に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- 21 その他規則第6条の24の2の規定により環境大臣が定める一般廃棄物（規則第6条の24の5の規定により環境大臣が定める産業廃棄物）ごとに環境大臣が定める書類及び図面

[解説]

- 「事業計画の概要を記載した書類」には、最終処分が終了するまでの一連の処理の工程、投入することとしている廃棄物の種類、割合及び量等を様式に従い記載し、提出すること。
- 申請者は、直前の事業年度に係る有価証券報告書を作成しているときは、11及び14に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を申請書に添付することができる。（規則第6条の24の8第5項及び第12条の12の19）
- 実際の無害化処理の用に供する施設の処理能力の10分の1以上の規模の設備又は1日当たりの処理能力が20トン以上の規模の設備を用いて実証試験を行い、その実証試験の概要（施設の概要、投入した廃棄物の性状、運転状況、当該施設から発生する排ガスの採取位置等）及び結果（石綿が無害化されたことを証明できるもの、排ガスの性状、熔融炉内の温度の推移等）を様式に従い記載し、提出すること。
 - ・石綿が無害化されたことを証明できるものとは、処理後物を平成18年環境省告示第99号第1条に定める方法により検査を行い、石綿が検出されないことが必要である。実証試験にあつては、電子顕微鏡を用いた方法により分析することが望ましい。
 - ・排ガスの性状にあつては、別に示す検査方法により分析を行うこと。
 - ・実証試験の実施に際しては、一般的な実証試験と同様に、詳細な実施計画を策定し関係自治体と十分な協議を行った上で、都道府県知事あてに届出を行うとともに、結果の報告を行うこと。（通知平成18年3月31日発出環廃産第060331001号参照）
- 無害化処理を行う施設に用いられる石綿を無害化する技術について、石綿が無害化されることを客観的に判断するための材料として、石綿が無害化されることを科学的に証明できる論文、研究結果等を添付すること。
- 「使用開始に至る具体的な計画書」とは、施設設置工事工程表等、竣工予定年月日が記載されたものであること。
- 「法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類」とは、法人税の納税証明書の原本をいう。

- 「所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類」とは、所得税の納税証明書の原本をいう。
- 「当該施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権限を有すること）を証する書類」とは、申請者の登記事項証明書、固定資産税課税台帳種類別明細書、貸借契約書等をいう。
- 申請者が法人である場合の登記事項証明書の省略については、p 23 を参照すること。
- 「申請者が法第 7 条第 5 項第 4 号イからルまで（法第 14 条第 5 項第 2 号イからへまで）に該当しない者であることを誓約する書面」とは、記入例等を用いて役員等が欠格要件に該当しないことを誓約した書面をいう。

(3) 生活環境影響調査等

法第 9 条の 10 第 7 項（法第 15 条の 4 の 4 第 3 項）

法第 8 条第 3 項本文及び第 4 項から第 6 項【※14】まで（法第 15 条第 3 項本文及び第 4 項から第 6 項まで）の規定は法第 9 条の 10 第 1 項（法第 15 条の 4 の 4 第 1 項）の認定について、法第 8 条の 4【※15】の規定は認定を受けた者について準用する。

【※14】法第 8 条第 3 項～第 6 項（法第 15 条第 3 項～第 6 項）

- ① 申請書には、環境省令で定めるところにより、当該廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。
- ② 環境大臣は、法第 9 条の 10 第 1 項（法第 15 条の 4 の 4 第 1 項）の認定の申請があつた場合には、遅滞なく、法第 9 条の 10 第 2 項第 1 号から第 4 号まで（法第 15 条の 4 の 4 第 2 項第 1 号から第 4 号まで）に掲げる事項、申請年月日及び縦覧場所を告示するとともに、同項の申請書及び前項の書類を当該告示の日から 1 月間公衆の縦覧に供しなければならない。
- ③ 環境大臣は、② の告示をしたときは、遅滞なく、その旨を当該廃棄物処理施設の設置に関し生活環境の保全上関係がある都道府県及び市町村の長に通知し、期間を指定して当該都道府県及び市町村の長の生活環境の保全上の見地からの意見を聴かななければならない。
- ④ ② の告示があつたときは、当該廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、環境大臣に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

【※15】法第 8 条の 4（法第 15 条の 4 の 4 第 3 項）

法第 9 条の 10 第 1 項（法第 15 条の 4 の 4 第 1 項）の認定を受けた者は、環境省令で定めるところにより、当該認定に係る施設の維持管理に関し環境省令で定める事項を記録し、これを当該施設（当該施設に備え置くことが困難である場合にあっては、当該施設の設置者の最寄りの事務所）に備え置き、当該維持管理に関し生活

環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

[解説]

- 無害化処理認定の用に供する施設は、人の健康等に係る被害を生ずるおそれがある廃棄物を高度な技術で処理するものであり、対象となる廃棄物の性状や処理の内容から、周辺の生活環境への影響を慎重に判断することが求められるため、廃棄物処理施設の設置許可手続の場合と同様の手続を行うこととした。
- 生活環境影響調査の実施の際に、ばい煙を発生させる施設にあつては、大気汚染に係る分野の現況把握については季節変動を十分に考慮した調査が必要であること。ただし、当該施設が令第7条第3号、第5号、第8号、第12号又は第13号の2に規定する施設であり、過去に同一施設において生活環境影響調査を実施している場合は、季節変動に係る調査については必要最低限の調査にとどめ、改めて季節変動を考慮した調査の実施を求めるものではない。また、ばい煙を発生させない施設も同様に季節変動を考慮した調査の実施を求めるものではない。

石綿の現況把握については、敷地境界及び周辺環境における把握を行うものであること。周辺環境については、東西南北の他、配慮すべき施設付近での把握を行うこと。なお、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月改訂 http://www.env.go.jp/recycle/misc/facility_assess/index.html 参照）においても、「周辺に発生源がなく、他の調査事例等から環境濃度を類推できるような場合には調査頻度を減らす事も可能である」とされている。
- 施設の設置に関し生活環境の保全上関係がある都道府県知事及び市町村長は、当該施設が設置される市町村及び施設の設置により影響を生ずるおそれのある市町村及び施設が設置される都道府県である。
- 施設の設置に関し利害関係を有する者には、当該施設の周辺に居住するものをはじめとして周辺で事業を営んでいる者等が含まれる。
- 認定を受けた者は、認定に係る処理施設の維持管理に関する事項を記録し、これを当該施設に備え置き、当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならないこと。
- 生活環境影響調査書の結果を示す書類の記載事項は以下のとおりであるが、詳細については「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」を参照のこと。
 - 1 設置しようとする廃棄物処理施設の種類及び規模並びに処理する廃棄物の種類を勘案し、当該廃棄物処理施設を設置することに伴い生ずる大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水に係る事項のうち、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして調査を行ったもの（以下「廃棄物処理施設生活環境影響調査項目」という。）
 - 2 廃棄物処理施設生活環境影響調査項目の現況及びその把握の方法
 - 3 当該廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を予測するために把握した水象、気象その他自然的条件及び人口、土地利用その他社会的

条件の現況並びにその把握の方法

- 4 当該廃棄物処理施設を設置することにより予測される廃棄物処理施設生活環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法
- 5 当該廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を分析した結果
- 6 大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水のうち、これらに係る事項を廃棄物処理施設生活環境影響調査項目に含めなかつたもの及びその理由
- 7 その他当該廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査に関して参考となる事項

3 休廃止等の届出について

(1) 休廃止等の届出

令第5条の12第1項（令第7条の10）

法第9条の10第1項（法第15条の4の4第1項）の認定を受けた者は、当該認定に係る収集若しくは運搬若しくは処分の事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は当該認定に係る無害化処理の用に供する施設を廃止し、若しくは休止し、若しくは休止した当該施設を再開したときは、環境省令で定めるところ【※16】により、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

【※16】規則第6条の24の13（規則第12条の12の19）

令第5条の12第1項（令第7条の10）の規定による事業の廃止の届出は、当該廃止の日から10日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- ② 認定の年月日及び認定番号
- ③ 廃止した事業の範囲
- ④ 廃止の理由
- ⑤ 廃止の年月日

【※16】規則第6条の24の15（規則第12条の12の19）

無害化処理の用に供する施設の廃止若しくは休止又は再開の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を、当該廃止若しくは休止又は再開の日から10日以内に、環境大臣に提出して行うものとする。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- ② 認定の年月日及び認定番号
- ③ 無害化処理の用に供する施設の設置の場所
- ④ 無害化処理の用に供する施設の種類

- ⑤ 廃止若しくは休止又は再開の理由
- ⑥ 廃止若しくは休止又は再開の年月日

[解説]

- 無害化処理認定を受けた者は、当該認定に係る事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は当該認定に係る無害化処理の用に供する施設の廃止、休止又は再開をしたときは、環境大臣に届け出なければならない。
- 届出は、地方環境事務所を経由して行うこと。

(2) 変更の届出

I 変更の事項

令第5条の12（令第7条の7）

法第9条の10第1項（法第15条の4の4第1項）の認定を受けた者は、同条第2項第1号（法第15条の4の4第2項第1号）に掲げる事項その他環境省令で定める事項【※17】に変更があつたときは、環境省令で定めるところ【※18】により、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

【※17】規則第6条の24の9第1項（規則第12条の12の19）

- ① 法第7条第5項第4号リ（法第14条第5項第2号ハ）に規定する法定代理人
- ② 役員
- ③ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者
- ④ 令第4条の7（令第6条の10）に規定する使用人
- ⑤ 規則第6条の24の8第4項第4号に掲げる書類に記載する科学的因果関係に影響を及ぼさない事項であつて、次に掲げるもの
 - イ 規則第6条の24の8第1項第3号に掲げる事項（当該変更に伴う同項第5号に掲げる数値の変化により生活環境への負荷を増大させる場合に係るものを除く。）
 - ロ 規則第6条の24の8第1項第4号に掲げる事項（排ガス又は排水の排出の方法又は量の増大に係る変更である場合に係るものを除く。）
 - ハ 規則第6条の24の8第2項各号に掲げる事項（同項第1号に掲げる数値の変更であつて、当該変更によつて周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられることとなるもの又は同項第2号に規定する測定頻度の変更であつて、当該変更によつて頻度が高くなるもののみを行う場合に係るものに限る。）
- ⑥ 無害化処理の用に供する施設に係る廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項
- ⑦ 着工予定年月日及び使用開始予定年月日
- ⑧ 積替え又は保管の場所に関する次に掲げる事項
 - イ 所在地

- ロ 面積
- ハ 積替え又は保管を行う廃棄物の種類
- ニ 規則第1条の6の規定の例による高さのうち最高のもの

【※18】規則第6条の24の9第2項

変更の届出は、当該変更の日から10日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- ② 認定の年月日及び認定番号
- ③ 変更の内容
- ④ 変更の理由
- ⑤ 変更の年月日

[解説]

○ 届出で可能な変更

無害化処理認定を受けた者は、氏名又は住所その他無害化処理認定を受けた者が未成年者の場合における法定代理人の変更や法人の場合における役員等の変更のほか、無害化処理の科学的因果関係に影響を及ぼさない以下のような事項の変更を行うときは、環境大臣に届け出なければならないこと。

ア 無害化処理の用に供する施設の構造及び設備の変更（排ガスの性状、放流水の性質その他の生活環境への負荷に関する数値の変化により、生活環境への負荷を増大させる場合を除く。）

イ 無害化処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法の変更（排ガス又は排水の排出方法又は量の増大に係る変更である場合を除く。）

○ 新規の認定が必要な変更

無害化処理認定制度の対象となる処理方法は、個別の施設や処理方法ごとに複雑な科学的因果関係を明らかにした上で安全性等を審査するものである。このため、申請書記載事項のうち、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に影響を及ぼす事項は、すべて無害化処理の科学的因果関係に影響を及ぼすものであるため、以下のような事項を変更する場合には、変更後の科学的因果関係を把握した上で、改めて審査を行う必要があることから、新たな認定として取り扱うものとする。

ア 取り扱う廃棄物の変更

無害化処理認定制度においては、制度の対象となる廃棄物の物性に着目し、当該廃棄物が、どのような施設において、どのような条件下で無害化できるかを個別に判断するものである。したがって、処理する廃棄物を変更しようとする場合には、変更後の無害化の条件は全く別のものとなり、従前の条件とは異なることから、新たな認定として取り扱うものとする。

イ 施設の構造の変更

無害化処理認定制度は、個別の施設ごとに、無害化のための条件を勘案して判断するものである。したがって、施設のうち基幹的な設備の構造に変更を行う場合には、別の施設において処理を行うのと同様であり、その構造に応じて無害化の条件が新たに設定されるものであり、新たな認定として取り扱うものとする。

ウ 施設の能力の変更

施設の構造は同一であっても、施設の処理能力等その規模を拡大する場合は、無害化の技術そのものに関しては変更はないが、処理量、無害化処理生成物の量、排ガス量等が増大することにより、処理能力の拡大の後においても無害化が可能かどうかの検証を行うことが改めて必要であるとともに、周辺的生活環境に与える影響が変化することから、新たな認定として取り扱うものとする。

エ 無害化処理の内容の変更

無害化処理の方法の変更が考えられるが、施設そのものの変更はなくても、無害化のための条件となることから、その科学的因果関係を新たに検証しなければならないため、新たな認定として取り扱うものとする。

- 届出は、地方環境事務所を経由して行うものとする。

II 添付書類・図面

規則第6条の24の9第3項（規則第12条の12の19）

- 1 法第9条の10第2項第1号（法第15条の4の4第2項第1号）に掲げる事項の変更の場合には、個人にあつては住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 2 規則第6条の24の9第1項第1号から第4号までに掲げる者の変更の場合には、これらの規定に掲げる者（当該変更に係る者に限る。）の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（同項第3号に掲げる株主又は出資をしている者が法人である場合には、登記事項証明書）
- 3 規則第6条の24の9第1項第5号（イ又はロに係る部分に限る。）に掲げる事項の変更の場合には、次に掲げる書類及び図面
 - イ 変更後の無害化処理の用に供する施設の位置、構造等の設置に関する計画を記載した書類
 - ロ 変更後の事業計画の概要を記載した書類
 - ハ 規則第6条の24の8第4項第2号に掲げる図面（当該変更に関するものに限る。）
 - ニ 当該変更に係る工事の着工から変更後の無害化処理の用に供する施設の使用開始に至る具体的な計画書
 - ホ 変更後の無害化処理の用に供する施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類

- へ 変更後の無害化処理の用に供する施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
 - ト 法第9条の10第1項（法第15条の4の4第1項）の認定を受けた者が法人である場合には、直前5年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書並びに直前3年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - チ 法第9条の10第1項（法第15条の4の4第1項）の認定を受けた者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - リ その他規則第6条の24の2の規定により環境大臣が定める一般廃棄物（規則第6条の24の5の規定により環境大臣が定める産業廃棄物）ごとに環境大臣が定める書類及び図面
- 4 規則第6条の24の9第1項第5号（ハに係る部分に限る。）に掲げる事項の変更の場合には、次に掲げる書類及び図面
- イ 変更後の無害化処理の用に供する施設の維持管理に関する計画を記載した書類
 - ロ 変更後の事業計画の概要を記載した書類
 - ハ 変更後の無害化処理の用に供する施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類
 - ニ 変更後の無害化処理の用に供する施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
 - ホ 法第9条の10第1項（法第15条の4の4第1項）の認定を受けた者が法人である場合には、直前5年の各事業年度における貸借対照表法第9条の10第1項（法第15条の4の4第1項）及び損益計算書並びに直前3年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - へ 法第9条の10第1項（法第15条の4の4第1項）の認定を受けた者が個人である場合には、資産に関する調書、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - ト その他規則第6条の24の2の規定により環境大臣が定める一般廃棄物（規則第6条の24の5の規定により環境大臣が定める産業廃棄物）ごとに環境大臣が定める書類及び図面
- 5 規則第6条の24の9第1項第8号に掲げる事項の変更の場合には、規則第6条の24の8第4項第2号及び第13号に掲げる書類及び図面

〔解説〕

- 届出者は、直前の事業年度に係る有価証券報告書を作成しているときは、1、3ト又は4ホに掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を届出書に添付することができる。（規則第6条の24の14第4項及び第12条の12の19）
- 申請者が法人である場合の登記事項証明書の省略については、p 23を参照すること。

第2章 申請手続

1 留意事項

- (1) A4用紙を使用すること。
- (2) 申請書類は2穴ハードファイルに綴じること。
- (3) 住民票等の添付書類は最新のものを用いること。
- (4) 添付書類・図面には、目次を作成し、書類ごとに見出しを付け目次との関連付けを行うこと。
- (5) 申請書本文及び添付書類・図面において空欄がある場合は「記入漏れ」なのか「該当なし」かの判断ができないため、該当しないものがある場合は「該当なし」と明確に記入すること。
- (6) 認定を受けた者は、廃棄物処理基準に従って処理を行わなければならない等、廃棄物処理法上の規制の適用を受けることから、法令については無害化処理認定制度も含めて、法全般について遵守すること。
- (7) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定に基づき、申請者が行政機関に必要な情報を提供することにより、行政機関が確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、申請等をする者に係る登記事項証明書等を添付することを要しないとされている。

今般、法務省と連携し、環境省においても商業登記法に規定する登記事項証明書のシステム確認が可能な環境を令和3年9月22日に導入したため、当該登記事項証明書の添付が必要な手続きにおいて（新規申請、法人の情報変更等）、申請又は届出に提出を要する当該登記事項証明書に係る「商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地」が申請書等に記載されている場合は、当該登記事項証明書の添付を省略することができる。

2 申請書の提出について

申請には、環境省担当者と連絡を取り、必要に応じて事前相談を行った上で、申請書は当該施設を管轄する地方環境事務所あてに提出すること。なお、審査にあたり、関係自治体等での縦覧行為、専門家の意見聴取等の手続きがあることから、正本の他、指示された必要な部数の副本を併せて提出すること。

〒100-8975

東京都千代田区霞が関一丁目2番2号

中央合同庁舎5号館23階

環境省再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課（一般廃棄物所管） 電話 03-5501-3154 F A X 03-3593-8263

廃棄物規制課（産業廃棄物所管） 電話 03-5501-3156 F A X 03-3593-8264

注記

法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）

規則：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）

3 地方環境事務所一覧

【北海道地方環境事務所】

〒060-0808

札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 3 F

電話 011-299-3738 F A X 011-736-1234

管轄地域：北海道

【東北地方環境事務所】

〒980-0014

仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第二合同庁舎 6F

電話 022-722-2871 F A X 022-724-4311

管轄地域：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

【関東地方環境事務所】

〒330-9720

さいたま市中央区新都心 1 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 6 階

電話 048-600-0814 F A X 048-600-0518

管轄地域：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県

【中部地方環境事務所】

〒460-0001

名古屋市中区三の丸 2 - 5 - 2

電話 052-955-2132 F A X 052-951-8889

管轄地域：富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県

【近畿地方環境事務所】

〒530-0042

大阪市北区天満橋一丁目 8 番 75 号 桜ノ宮合同庁舎 4 階

電話 06-6881-6502 F A X 06-6881-7700

管轄地域：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

【中国四国地方環境事務所】

〒700-0907

岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎11F

電話 086-223-1584 F A X 086-224-2081

管轄地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

【中国四国地方環境事務所四国事務所】

〒760-0019

高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館2F

電話 087-811-7240 F A X 087-822-6203

【九州地方環境事務所】

〒860-0047

熊本県熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎B棟4階

電話 096-322-2410 F A X 096-322-2446

管轄地域福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県